

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	母子保健関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

ふじみ野市は、母子保健関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

母子保健関係事務においては、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による情報の不正入手、不正使用、情報漏えい等の対策として、契約において、個人情報保護条例及び情報セキュリティポリシーに基づき、「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守させ、かつ、受託者から「個人情報の取扱いに関する特記仕様書の項目遵守確認表」を提出させ、個人情報の保護を積極的に進めている。

評価実施機関名

埼玉県 ふじみ野市長

公表日

令和8年3月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健関係事務
②事務の概要	母子保健法及び子ども・子育て支援法の規定に基づき、母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理、妊婦支援給付金の給付を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導に関する事務、母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務 ②低体重・未熟児の訪問指導、養育医療の給付、養育医療に要する費用の支給・徴収に関する事務 ③妊婦支援給付金の給付に関する事務
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア サービス検索・電子申請機能 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表70、127の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、80、95、125、155、161、162の項 (情報照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95、96の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども・元気健康部 こども家庭センター
②所属長の役職名	こども家庭センター長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 契約・法務課 〒356-8501 埼玉県ふじみ野市福岡一丁目1番1号 049-261-2611
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども・元気健康部 こども家庭センター 〒356-0011 埼玉県ふじみ野市福岡一丁目2番5号 049-293-9045
9. 規則第9条第2項の適用	
[]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月5日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月5日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、健康増進関係事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	健康管理システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員を定期的に更新することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2. 事務の概要	母子保健法の規定に基づき、母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①母子保健法による健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、関する事務	母子保健法の規定に基づき、母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①母子保健法による健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付に関する事務 ②低体重・未熟児の訪問指導、養育医療の給付・費用の徴収に関する事務	事後	時点修正
平成28年12月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 3. システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバーソフトウェア	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバーソフトウェア 埼玉県市町村電子申請・届出サービス	事後	時点修正
平成28年12月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 2. 法令上の根拠	(情報提供) 番号法第19条7号、別表第二の56の2の項番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第7号、総務省令第7号)第30条 (情報照会) 実施しない	(情報提供) 番号法第19条7号、別表第二の28、56の2及び87の項番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(内閣府令第7号、総務省令第7号)第19、30、44条 (情報照会) 番号法第19条7号、別表第二の70の項番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(内閣府令第7号、総務省令第7号)第39条	事後	時点修正
平成28年12月1日	5. 評価実施機関における担当部署	健康医療部 保健センター	こども・元気健康部 保健センター	事後	平成28年4月1日付け組織変更のため
平成28年12月1日	5. 評価実施機関における担当部署	保健センター所長 大竹 寿枝	保健センター所長 金子 学	事後	平成28年4月1日付け人事異動のため
平成28年12月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部 契約・法務課	総務部 契約・法務課 〒356-8501 埼玉県ふじみ野市福岡一丁目1番1号 049-261-2811	事後	時点修正
平成28年12月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	健康医療部 保健センター	こども・元気健康部 保健センター 〒356-0011 埼玉県ふじみ野市福岡一丁目2番5号 049-264-6292	事後	平成28年4月1日付け組織変更のため
平成21年2月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2. 事務の概要	母子保健法の規定に基づき、母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①母子保健法による健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付に関する事務 ②低体重・未熟児の訪問指導、養育医療の給付・費用の徴収に関する事務	母子保健法の規定に基づき、母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①母子保健法による健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、関する事務 ②低体重・未熟児の訪問指導、養育医療の給付・費用の徴収に関する事務	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
平成21年2月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 3. システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバーソフトウェア 埼玉県市町村電子申請・届出サービス	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバーソフトウェア	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
平成21年2月1日	2. 特定個人情報ファイル名	健診対象者ファイル 宛名情報ファイル	母子健診ファイル 宛名情報ファイル	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
平成21年2月1日	5. 評価実施機関における担当部署	保健センター所長 金子 学	保健センター所長	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
令和2年2月14日	表紙 公表日	2019/2/1	2020/2/14	事後	特定個人情報保護評価の見直しを実施
令和2年2月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2. 事務の概要	母子保健法の規定に基づき、母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①母子保健法による健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、関する事務 ②低体重・未熟児の訪問指導、養育医療の給付・費用の徴収に関する事務	母子保健法の規定に基づき、母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①母子保健法による健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、関する事務 ②低体重・未熟児の訪問指導、養育医療の給付・費用の徴収に関する事務	事後	特定個人情報保護評価の見直しを実施
令和2年2月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 2. 法令上の根拠	(情報提供) 番号法第19条7号、別表第二の28、56の2及び87の項番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(内閣府令第7号、総務省令第7号)第19、30、44条	(情報提供) 番号法第19条7号、別表第二の28、56の2、69の2及び87の項番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(内閣府令第7号、総務省令第7号)第19、30、44条	事後	特定個人情報保護評価の見直しを実施
令和2年2月14日	II しいい値判断項目 1. 対象人数	2018/12/1	2020/2/14	事後	特定個人情報保護評価の見直しを実施
令和2年2月14日	II しいい値判断項目 2. 取扱件数	2018/12/1	2020/2/14	事後	特定個人情報保護評価の見直しを実施
令和2年2月14日	IV リスク対策-8. 監査	未入力	内部監査	事後	特定個人情報保護評価の見直しを実施
令和2年2月14日	表紙 公表日	2020/2/14	2022/1/14	事後	法改正に基づく変更
令和2年1月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 2. 法令上の根拠	(情報提供) 番号法第19条7号、別表第二の28、56の2及び87の項番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(内閣府令第7号、総務省令第7号)第19、30、44条 (情報照会) 番号法第19条7号、別表第二の70の項番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(内閣府令第7号、総務省令第7号)第39条	(情報提供) 番号法第19条7号、別表第二の28、56の2、69の2及び87の項番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(内閣府令第7号、総務省令第7号)第19、30、44条 (情報照会) 番号法第19条7号、別表第二の69の2、70の項番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(内閣府令第7号、総務省令第7号)第39条	事後	法改正に基づく変更
令和2年1月14日	II しいい値判断項目 2. 対象人数	2020/2/14	2022/1/14	事後	法改正に基づく変更
令和2年1月14日	II しいい値判断項目 2. 取扱件数	2020/2/14	2022/1/14	事後	法改正に基づく変更
令和2年12月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 3. システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバーソフトウェア	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバーソフトウェア サービス検索・電子申請機能 申請管理システム	事前	特定個人情報保護評価の見直しを実施
令和2年12月27日	II しいい値判断項目 1. 対象人数	2022/1/14	2022/12/15	事後	特定個人情報保護評価の見直しを実施
令和2年12月27日	II しいい値判断項目 2. 取扱件数	2022/1/14	2022/12/15	事後	特定個人情報保護評価の見直しを実施
令和2年12月27日	表紙 公表日	2022/1/14	2023/2/10	事後	特定個人情報保護評価の見直しを実施
令和2年3月22日	表紙 公表日	2023/2/10	2024/3/22	事後	特定個人情報保護評価の見直しを実施
令和2年3月25日	IV リスク対策 8. 人手多介在させる作業		十分である	事後	様式改正のため
令和2年3月25日	表紙 公表日	2024/3/22	2025/3/25	事後	様式改正のため
令和2年2月5日	表紙 公表日	2025/3/25	2026/2/5	事後	特定個人情報保護評価の見直しを実施
令和2年2月5日	II しいい値判断項目 2. 対象人数	2025/3/22	2026/2/5	事後	特定個人情報保護評価の見直しを実施
令和2年2月5日	II しいい値判断項目 2. 取扱件数	2025/3/22	2026/2/5	事後	特定個人情報保護評価の見直しを実施
令和2年2月5日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 1. 部署	こども・元気健康部 保健センター	こども・元気健康部 こども家庭センター	事後	令和7年4月1日付け組織変更のため
令和2年2月5日	5. 評価実施機関における担当部署 2. 所長等の役職名	保健センター所長	こども家庭センター長	事後	令和7年4月1日付け組織変更のため
令和2年2月5日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	こども・元気健康部 保健センター 〒356-0011 埼玉県ふじみ野市福岡一丁目2番5号 049-264-6292	こども・元気健康部 こども家庭センター 〒356-0011 埼玉県ふじみ野市福岡一丁目2番5号 049-293-9045	事後	令和7年4月1日付け組織変更のため